

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 28 年 6 月 21 日現在

機関番号：14301

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2013～2015

課題番号：25780002

研究課題名(和文) 中世中・東欧法史研究としてのザクセン・マクデブルク法研究

研究課題名(英文) Study of the Saxon-Magdeburgian Law as Legal Historical Study of Middle and East Europe in Middle Ages.

研究代表者

佐藤 団 (Sato, Dan)

京都大学・法学(政治学)研究科(研究院)・准教授

研究者番号：30612387

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,700,000円

研究成果の概要(和文)： 中世の中・東欧ではザクセン＝マクデブルク法がひろく伝播した。本研究は、この法が通用していた地域で中心的地位を占めていたマクデブルクの参審人という団体について、その構成や歴史について検討し、また同法圏の重要な史料である『ハレ参審人文書』の校訂作業も併せて行っている。さらに、本研究では中・東欧法制史の重要性にも注意を向け、今後の研究への基礎を据える作業(文献蒐集等)も行った。

研究成果の概要(英文)： In the Middle Ages, the Saxon-Magdeburgian Law, originally German municipal law, spread over the middle and east Europe. In this law system the group of so-called "magdeburgian alderman" played an important role. The structure and history of this group was examined in this study. The "alderman's trial register" of medieval town Halle, one of the most important historical sources of this law, is also examined and edited. Furthermore, in this project, the literature and sources about the legal history in the middle and east Europe are collected for the other studies in the future.

研究分野：基礎法学

キーワード：ザクセン＝マクデブルク法 参審人団 マクデブルク ハレ 参審人文書 中・東欧 都市法 プロソポグラフィ

1. 研究開始当初の背景

近年、中・東欧地域の各国では、中世ドイツの代表的な法書『ザクセンシュピーゲル』および同じく中世ドイツを代表する都市法であるマクデブルク法が合わさって伝播し影響を与えたことに鑑み、両者を総合的に把握し研究対象とする、ザクセン＝マクデブルク法研究 (sächsisch-magdeburgisches Recht) が学際的・国際的に行われている (拙稿、「EU 拡大とヨーロッパ都市法研究」、『法制史研究』59 (2009) p. 191-221 参照)。この枠内において、ドイツのみならず、より広い、東欧などを含めたヨーロッパにおける法史の研究が展開されている。

ここからも看取できるように、ザクセン＝マクデブルク法研究は現在のヨーロッパを舞台とした法史学研究の最も重要なテーマの一つである。世界レベルでの法史学研究との歩調を合わせていくことを目指す日本の (西洋) 法制史学にとっても同程度の重要性を持つことは言うを俟たない。

国内での研究状況について附言するならば、ザクセン＝マクデブルク法研究は法制史学会の機関誌『法制史研究』においても論考が掲載される等、近年関心が高まっているが、しかし、全体として研究はなお端緒の段階にあると言わざるを得ない。そのためには、従来の西欧を中心とした法制史学という枠組みからの飛躍も必要である。また継続的にヨーロッパでの学界動向と連携を図る必要がある。

本研究はこうした学界状況を背景に、これまで行ってきたマクデブルク参審人団を中心とする研究によるマクデブルク法の検討を発展的に継続すると共に、それを全体像としてのザクセン＝マクデブルク法研究の枠組みにより調和的に組み込むための準備作業としての中世中・東欧法史研究を目指す。

2. 研究の目的

上記の学術的背景に鑑み、本研究は (1) マクデブルク参審人団についての考察、および (2) ザクセン＝マクデブルク法伝播先各国の研究の調査を行うことを目的とする。

(1) ザクセン＝マクデブルク法の成立、展開、伝播において重要な役割を果たした幾つかの要素のうち、人的な要素として重要なのがマクデブルク参審人団 (Magdeburger Schöffentuhl) である。これはマクデブルクの参審人と呼ばれる人々から構成されていた。参審人とは、マクデブルク市の裁判所において、裁判の司会者的な地位を占める裁判人のために、それぞれの事件についてのあるべき法を「発見」する役割を担っていた者である。マクデブルク市から法を得た諸都市・村々ではマクデブルク市に範をとった参審人による裁判の形式を保持していたが、そうした各地の裁判において、何が法であるのか不明の場合、また訴訟当事者が与えられた判決に際して不服である場合に、マクデブルク

ク (またはそれに比するより重要な都市) へ教示を求めたり、「判決」(実質的には判決提案) を求めたりするということが行われた。彼らの教示や「判決」は尊重され、それが各地において私的に蓄積され体系的に整理されたりして、これが中世から近世にかけての中・東欧地域の法 (文化) の発展に多大な影響を及ぼしたのである。しかし、こうした重要な役割を果たしたところの参審人団については、これまでのところ研究が進展しているとは言い難い状況であった。とくにその構成に関しては研究がほとんどなされていなかった。実のところ、その構成員についてさえ、不明であった。こうした研究上の大きな空白を埋めるため、報告者はすでにプロソポグラフィ的検討を行い、これまでの通説的理解を覆す新しい参審人団像を提示した (拙稿、「マクデブルク法研究再考—プロソポグラフィ的検討による参審人団研究試論

』、『法学論叢』(一)171-1 (2012) p. 24-49、(二) 171-2 (2012) p. 33-60、(三) 171-3 (2012) p. 27-52、(四・完) 171-4 (2012) p. 26-43)。

とはいえ、こうした、研究上の大きな空白を埋めるためには、諸都市の文書館での未刊行史料のさらなる調査を通じて裏付け作業を継続的に行う必要である。本研究はこうした継続的作用を目的としている。

マクデブルクの参審人団が実際にどのように活動していたのか、という点についてこれまでの研究によって明らかになっていることは非常に限定的である。その理由としてはマクデブルクの陥落 (1631 年) に際して参審人館が焼失したときに法史料が失われてしまったということがある。そのため彼らが実際にどのように活動していたのか、という点については直接的な記録は残っておらず、そうした情報については、彼らが法的交渉を持っていた諸都市に宛てて送った法教示などから再構成する他ない。

その点で重要となってくるのが、マクデブルク都市法圏における第二の地位を有していたハレ参審人団との比較である。幸い、この参審人団については、未刊行部分が多いものの、参審人文書が残されており、この史料の検討によってマクデブルクの参審人団の活動を再構成する示唆が得られる可能性が大きい。

こうした背景から、本研究では手始めとして、この史料の校訂を行う。

(2) 本研究はザクセン＝マクデブルク法の伝播先各国での研究状況の把握もその目的としている。その対象となるのは主に中・東欧諸国である。

我が国における西洋法制史研究においては、主に「西欧」法史が対象とされてきた。しかし、「西欧」の重要部分を占めるドイツ、オーストリア等における法史を検討する際、隣接する「中・東欧」の法史の考慮無くしては、その全体像を把握した、ということには

ならない。というのも、これらの地域は常に密接な関係を有してきたからである。これはとりわけザクセン＝マクデブルク法の伝播時期でもある中世から初期近世という時代に該当する。

この点についての認識は近年ドイツを中心に高まっており、EU 拡大もこの傾向に拍車をかけている。だが、日本では少なくとも西洋法史学に関する限り、この点からのアプローチを試みた研究はごく少数である。中世の階層的法圏において都市法の占める比重は大きく、中でも中世中・東欧世界においてザクセン＝マクデブルク法は大きな重要性を持つ。それにも拘わらず、この分野については日本の西洋法史学においてはこれまで等閑に付されてきた。この部分を補うことも本研究の目的である。

3. 研究の方法

本申請では、中世中・東欧の法（文化）研究の端緒としてのザクセン・マクデブルク法研究として以下の点を軸として研究を行う。

(1) マクデブルク参審人団研究。

マクデブルク参審人のプロソポグラフィ的調査。

『ハレ参審人文書』の校訂作業

(2) ザクセン・マクデブルク法伝播先各国の研究状況の調査。

各項目について、史・資料の検討を進めるとともに、中・東欧の大学図書館、文書館等での史料収集も積極的に行うことが本研究遂行の主な方法となる。

具体的には、(1) については図書館・文書館での調査が重要である。またその対象としては、プロソポグラフィ的な調査として、各地の文書館・大学などに所蔵されている弔辞(Leichenpredigt)に記されている故人の系譜・縁故・経歴などの情報の蒐集と整理が重要である。また中世から近世にかけての各地の大学の学籍簿の調査も重要である。学籍簿は、その多くがすでに校訂されているが、学位取得にかかわる記録(例えばDekanatsbuch等)の中には校訂が行われておらず、未整理のものもある。そうしたものについてはオリジナルの史料に基づき調査を行うことになる。

また、参審人のプロソポグラフィ的調査と並んで、彼らが属していた参審人団そのものの歴史についての史料の蒐集と分析・整理も重要な活動となる。これに関しては、マクデブルク市と直近の関係を有するマクデブルク市文書館(Stadtarchiv Magdeburg)やザクセン＝アンハルト州中央文書館マクデブルク分館(Landeshauptarchiv Sachsen-Anhalt, Magdeburg)での調査のみならず、周辺地域における文書館、例えばベルリン枢密文書館(Geheimen Staatsarchiv Preußischer Kulturbesitz Berlin)などでの調査も行われることになる。

(1) については、『ハレ参審人文書』

(Hallische Schöffebücher)の未刊行部分の校訂作業を行う。これはマルティン＝ルター大学(ハレ＝ヴィッテンベルク)(Martin-Luther-Universität Halle-Wittenberg)図書館所蔵のオリジナル『ハレ参審人文書』を用いて、その解読と翻字を行い、それを踏まえて、ハレを含む周辺地域の地域史にかかわる諸史・資料を併せて検討し、校訂を行う予定である。

(2)については、史料・文献の目録作成を行う。とくに法制史に関する限り、これまで中・東欧を対象とした同種の目録はきわめて限定的である。手始めとして一般史の文献も含めて網羅的な調査を行い、これをもとに法制史的な史料を選別するということが行われる。また特にこの作業に関しては、中・東欧の研究者にも協力を依頼することになる。

4. 研究成果

本研究では上記の手法に基づき、次のような成果が得られた。

(1) マクデブルク参審人団に関する検討では、マクデブルク参審人団の歴史に関する新史料が得られた。これは先行研究において未検討であった分野である。

特に注目しているのは、マクデブルク参審人団と宗教改革の動き、ブランデンブルク選帝侯の関係である。

マクデブルク参審人団は1549年に一時的に廃止された。この事実はマクデブルク法そのもののあり方にとっても決定的な重要性を持つはずであるにも拘らず、これまでの研究では、その事実を(具体的な証拠を挙げずに)伝えるのみで、参審人団史そのものとの関係で検討するものは皆無であった。

この点について本研究ではまず新史料をもとにこの参審人団廃止(1549年)について詳細な検討を施した。また、その上で、この事件を通して、マクデブルク参審人団が占める位置を当時の帝国レベルでの勢力争いの枠組みのなかで再整理している。

具体的には、まず、1549年の参審人団廃止が、皇帝カール五世(Karl V.)による帝国レベルでの裁判制度改革(帝国最高法院Reichskammergericht)とも関連を有している可能性があることが分かった。従来の研究では単にマクデブルク市が宗教改革に端を発する一連の動乱の中で反皇帝的な立場をとっていたことに対する一種の罰として、参審人団が廃止されたという説明がされていた。しかし、実際には、こうした動きの背景において、宗教改革を巡る動きと皇帝による裁判制度への関心さらには諸侯の勢力争いという様々な思惑が絡み合っており、マクデブルク参審人団の実態とはかけ離れた形でマクデブルク参審人団の廃止と移設が計画されていたことが分かった。

皇帝カール五世はマクデブルク参審人団を廃止し、それが有していた諸特権を含めて、

ブランデンブルクの大学に移すために、ブランデンブルク選帝侯に与えた。しかし、これを得たブランデンブルク選帝侯の側では、当時領内において司法制度を整えるための改革が続けられていた。それは具体的には既存の参審人団（ブランデンブルク参審人団 Brandenburger Schöffentuhl）や大学（フランクフルト・アン・デア・オーダー（Frankfurt an der Oder）の大学とその法学部）の関係の調整であった。また、宮廷裁判所（Hofgericht）やカンマー裁判所（Kammergericht）の整理も重要な課題であり、さらには宗教改革後の必要性から生じた宗務局（Konsistorium）の創設といった事業も抱えていたのであった。こうした諸事業に従事すると同時にマクデブルクの参審人団の移設問題も抱えることになった。こうした司法関係の諸制度を運用するだけの人的資源、すなわち法曹、法実務家が備わっていたのかということが検討されるべき点である。本研究では、この点についても詳細な検討を行ったが、その結果、当時のブランデンブルク選帝侯領内の情勢（選帝侯と等族の財政を巡る対立）などからして、この時期に、廃止されたマクデブルク参審人団を（諸特権つきで）フランクフルト・アン・デア・オーダーの大学に移して運営するということが実際には不可能であったのではないかと、という結論に至った。

結局、マクデブルク参審人団はマクデブルク市に再興されることになるが、この一連の出来事は、1631年に最終的なマクデブルク参審人団が実質的活動を閉じるに至るまで参審人団の位置づけに大きな影響を与えることになった。

また、この一連の動きの中で興味深いのは、参審人団（制度）が有していた意味合いの変化である。それまでマクデブルク参審人団を含め、参審人団は都市（あるいは村）での裁判を主な対象とし、個別的に私人（例えば大司教、公、候、伯、教会関係者、一般の市民等）からの照会も受け付けていたが、16世紀になると帝国最高法院令との関係から、法照会機関として新たな位置づけを獲得することになる。すなわち、帝国最高法院での裁判において疑義が生じる場合の照会先として明示的に指定されるようになったのである。この特別な位置づけは、むしろその後の参審人制度にとっては既存の役割よりも重要性を帯びるようになっていく。マクデブルク参審人団の廃止（1549年）もこうした帝国レベルでの法制度の動きと関連を有するものであったといえよう。こうした点については既存のマクデブルク法史（あるいは参審人団史）においては研究の対象とはされてこなかった空白部分であり、これを埋める、少なくともその端緒となったことは本研究の大きな成果であるといえよう。

さて、参審人団のプロソポグラフィ的な調査に関して言えば、本研究において更なる調

査が行われた結果、今までは学歴等の経歴が不明であった者についてさらに詳細が判明し、マクデブルク参審人と大学との関わりについて、本研究の計画段階で立てていた予想を裏付ける証拠を得ることができた。

また、マクデブルク参審人団を構成する者たちのみならず、その近親者も含めて、当時の大学（法学部）関係者や法曹や官吏が予想以上の密な縁故関係にあったことも分かった。こうした成果は、マクデブルク参審人（団）が当時の社会に占めていた位置づけについて更なる検討を行う際の重要な手がかりとなると考えられる。

さらに、ザクセン＝マクデブルク法圏での法の実態について知る手がかりとして注目している『ハレ参審人文書』については、未刊行部分についての校訂作業が完了した。この作業の結果、実は既に刊行されこれまでもドイツを中心とする中世法制史の重要な史料として用いられていた同文書の扱いについて大きな問題点があることが分かった。

当該史料の校訂（未完）は、都市史的な関心から行われた。その結果、法史的にみて重要と思われる観点が看過されてきた。例えば、それは法術語の変化であったり、学識法の影響であったりするが、こうした重要な点については、これを等閑に付す形で、従来の法史学研究の史料として用いられてきたし、現に最近の研究においてもこの史料上の欠点は一切省みられることなく、用いられている。さらに、これはもっとも重要な問題であると感じられるが、当該史料が実際に都市内における法実務において用いられていたということが無視されてきたために、史料内部での個々の記載の関連性（法律行為の連続性）が十分な法史的な検討を受けてこなかった。これらが本研究における校訂作業の段階で判明した点である。

『ハレ参審人文書』は、ザクセン＝マクデブルク法圏内における第二の地位を占めていた都市ハレ（Halle an der Saale）の法実務に関する、その存在は認識されていたが、まったく検討されてこなかった史料であった。本研究において進められた校訂作業の結果、写本の現物という生の形ではなく、校訂という、その内容を検討するのにより適した形で新たな史料が提供されることになる。これはザクセン＝マクデブルク法研究全体の史料基盤の拡大にもつながる。

『ハレ参審人文書』については今後も後継プロジェクトにおいてさらに研究を深化させる予定である。

（2）中・東欧法史との関係では、本研究との関連で、多くの文献資料の蒐集が行われた。また、文献のみならず、当該地域の研究者との協働関係の構築も進められた。こうした資料データや研究者との協働関係は、後継的研究においても重要であり、さらに今後も拡充していく予定である。

5. 主な発表論文等
(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計 1件)

佐藤 団、「一五四九年のマクデブルク参審人団の廃止 新史料による検討」、『法学論叢』

- (一) 179-3 (2016年6月) p.1-16、
- (二) 179-5 (2016年8月) p.1-19、
- (三) 179-6 (2016年9月) p. 1-18、
- (四) 180-1 (2016年10月) p.10-19、
- (五・完) 180-2 (2016年11月) p.1-22.

[図書](計 1件)

Dan SATO, *Sachsenspiegel in der japanischen Forschung*, in: Heiner Lück (Hg.), *Von Sachsen-Anhalt in die Welt. Der Sachsenspiegel als Europäische Rechtsquelle (= SIGNA IVRIS 14)*, Halle 2015, 259 pages (pp. 9-24).

6. 研究組織

(1) 研究代表者

佐藤 団 (SATO DAN)
京都大学・大学院法学研究科・准教授
研究者番号：30612387

(2) 研究分担者

該当者なし

(3) 連携研究者

該当者なし